

津南町立上郷小学校いじめ防止基本方針

○ はじめに

国のいじめ防止基本方針に則り、当校のいじめ防止基本方針(以下基本方針)を示す。

- ・ 学びや成長の実感できる日常生活 ～いじめの起きづらい学校風土をつくる～
- ・ いじめに関する確実な実態把握
- ・ 即時対応・確実な事実把握

以上を三本柱に、いじめの防止並びに起きた場合の解消に向け、組織的に取り組む。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) 定義

ア いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

イ いじめ類似行為の定義

いじめ類似行為とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

具体的ないじめ類似行為の例としては、インターネット上で悪口を書かれた児童がおり、当該児童がその事実を知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(2) 基本理念

いじめは、深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長および人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、当校では、どの子も「いじめを許さない」という態度を育てるための指導をする。

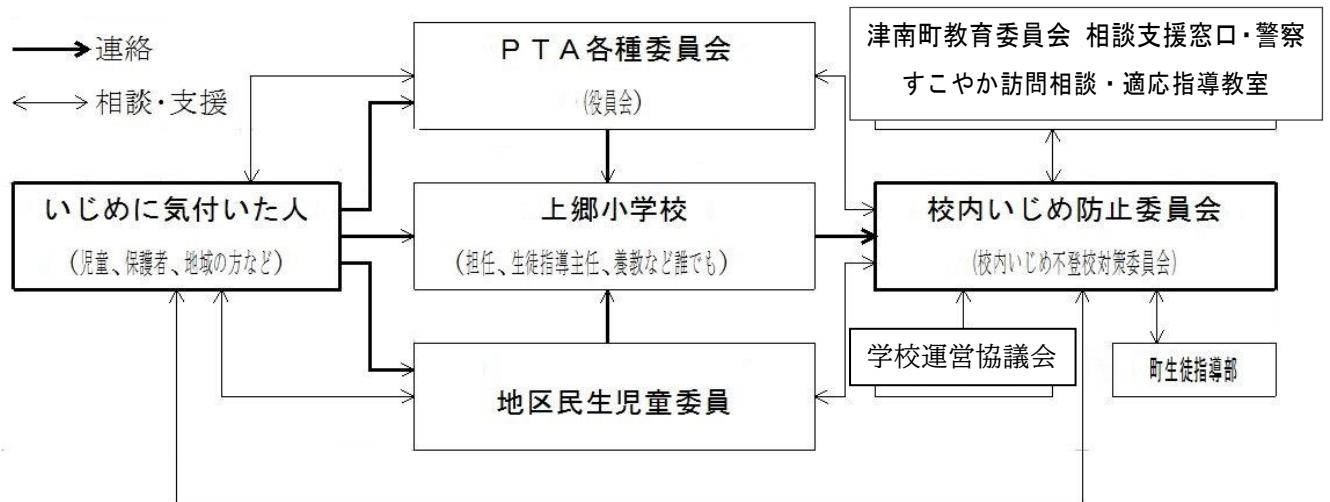
2 組織的な対応に向けて

(1) いじめ対策組織

ア 委員構成

◎校長、○生活指導主任、教頭、担任、生活指導部員、いじめ事案の程度に応じて、学年部職員、町訪問相談員、主任児童委員、民生児童委員、町教委担当、その他必要と思われる者

<いじめ発生時の相談体制>



- ① いじめに気付いた人は学校、PTA役員、民生児童委員など連絡・相談しやすいところへ知らせる。
- ② 連絡を受けた場合、PTA役員、民生児童委員は、相談内容を速やかに学校へ知らせる。学校は、担当職員を中心にいじめの事実の有無を確認する。（担当職員は学級担任をはじめ、事実を確認するために適切な職員を複数名配置する。）
- ③ いじめの事実が確認されたとき、学校は校内いじめ防止委員会を開き、いじめをやめさせ、再発防止に努める。関係機関と連携しながら、いじめを受けた児童やその保護者への支援、いじめを行った児童に対する指導、その保護者に対する助言を継続的に行う。
- ④ PTA三役、民生児童委員は、事実把握や解消に向け、校内いじめ防止委員会へ協力したり、被害児童やその保護者の相談に応じたりする。
- ⑤ 学校は、いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間でトラブルが生じないように情報を共有することに努める。

イ 留意点

- ① 「即時対応・確実な事実把握」を基本に対応する。
- ② 被害児童とその保護者の心情、訴えを十分に受け止める。
- ③ ②を重視しつつも加害児童及びその保護者への配慮ある対応を忘れない。
- ④ いじめの定義に該当する事案であっても、場合によっては「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応で行う。
- ⑤ 該当事案が犯罪の疑いがある場合は、警察へ速やかな相談を行う。犯罪の域に入るときは、即、警察へ通報する。

(2) 実施する取組

① 未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案、実施状況の把握と改善
- ・要配慮生徒への支援方法決定

② 早期発見対策

- ・いじめの状況を把握するためのアンケートの複数回実施と結果の分析共有
- ・面談、健康観察等による気づきと被害児童生徒の安全確保
- ・情報交換による生徒の状況の把握と情報の共有
- ・職員が問題を一人で抱え込むことなく組織的に対応

③ 事案発生時の対応

- ・訴えや発見があった当日に第1次判断（その後の対応についての判断）を実施
- ・事実確認（被害生徒や関係児童への聴き取り）→第1回いじめ対策会議（登校ではいじめ不登校対策委員会）
- ・被害児童等の保護者への連絡
- ・全職員との共有
- ・事実確認（加害児童や関係児童への聴き取り）→第2回いじめ対策会議（K T I F委員会）
- ・加害児童等の保護者への連絡
- ・いじめ認知報告書の提出

(3) 取組の改善

いじめ不登校対策委員会において、いじめ問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

- ① いじめに関する全教職員対象の校内研修会を実施する。
- ② いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

3 いじめ防止等のための取り組み方針

(1) 発達支持的生徒指導

○学びや成長の実感ができ、全ての児童にとって安心安全な学校づくり・学級づくり

次の各教育内容に関して、児童に着実に理解させたり、身に付けさせたりする。

- ① 教科指導の充実（各教科指導計画、校内研修計画）
- ② 学級経営の充実（学級経営の方針、カリキュラム表）
- ③ 道徳教育の充実（道徳教育全体計画、学級における指導計画、年間指導計画）
- ④ 特別活動の充実（特別活動全体計画）
- ⑤ 確かな学力が身に付き、自己肯定感・有用感が高い児童を育む授業づくり（校内研修計画）

(2) 課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）

○いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 人権教育、同和教育の充実(人権教育、同和教育全体計画)
- ② 生徒指導の充実（生徒指導全体計画、いじめ防止基本プログラム）

(3) 課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）

○児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さない。

下記内容を確実にを行い、いじめに関する情報を的確に把握する。

- ① 定期的な心のアンケート（年3回）、学校アンケート（年2回）、WEBQU（年2回）
- ② 教育相談の充実(定期～学期1回、他に適時呼び出し相談)
- ③ 児童及び保護者等からの情報の確実な受け止め
- ④ 児童の日常生活の見取り（学級担任をはじめとした全ての職員）

(4) 困難課題対応的生徒指導

○「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度での指導と被害児童の安全確保

ア 早期解決のための対応

いじめ不登校委員会が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際、必要に応じて外部の専門家とも連携を図る。

イ 生徒・保護者への支援

- ① 被害児童の保護者及び加害児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ② いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
いじめの解消については、いじめ不登校対策委員会で決定する。
- ③ 加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が十分反省し二度といじめを起ささないよう、学校と保護者が協力して継続的に指導・援助する。

ウ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ① いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせる。
- ② はやし立てる行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

エ ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、K T I F 委員会で情報を共有するとともに、県教育委員会と連携しながら当該のいじめに関わる情報の削除等を求める。
- ② 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

オ 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

カ 解決後の継続的な指導・助言に向けて

- ① 単に謝罪のみで解決とせず、継続的に双方の生徒を観察し、組織的に指導・援助する。
- ② 双方の生徒及び回りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻せるよう集団づくりを進める。

4 重大事態への対応

学校又は学校設置者(教育委員会)に「調査委員会」を設置する重大事態とは、
ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合」(児童が自殺を図った場合等)
イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日が目安。)
一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手
*「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

町教委にいじめ事案を報告し、上記ケースに当てはまると認定された場合は、公正中立な調査組織を事案の程度によって学校又は町教委に設置し、該当いじめに関する調査を行う。

5 いじめ防止及び対応への研修

職員が、いじめ発生時に正しい対応をするために、職員のいじめ防止に向けた研修を実施し、共通理解を図る。(研修計画に組み込み、年度初めに実施する)運営は校内委員会とし、内容は、法令理解、ケース会議、教育相談のポイント研修とする。

6 その他

(1) いじめ根絶県民会議の「いじめ見逃しゼロスクール」の趣旨に則った学校行事等の充実を図る。

(2) 保護者及び地域への啓発活動

「いじめの見逃しを減少させること」、「いじめ防止の気運を高めること」という2点のために保護者や地域への啓発活動は重要であり、次の取組を行う。

①基本方針の児童及び保護者への丁寧な説明及び概要プリントを4月のPTA総会で配付。

②いじめ防止関連行事を学校便りへ掲載し、地域へ配付及び概要プリントの配付。

③基本方針の実効性を高めるため、学校評価にいじめ対策を位置づけ、年度末評価等に反映させる。

④児童のSOSをいち早く受け止めるため、担当者や相談窓口について学校便り等を活用して周知する。

(3) インターネットによるいじめは、喫緊の課題であり、特に微細な情報でも即時対応する。

(4) 学校における児童の集団内では、互いの力関係から、ある児童がいじめられたと感じる状態は必ず起きる。それに対し、確実な事実確認が必要である。同時に、児童の被害意識に焦点を当てた対応が重要である。児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「必ずしもいじめの結果とまでいいきれない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、その考えに固執せず重大事態が発生したものとして即時に報告・調査に当たる。

(5) 基本方針は随時見直し、改善し、よりよいものにしていく。

令和8年4月1日 改訂